

目黒区生活安全条例

(平成十一年三月目黒区条例第四号)

(目的)

第一条 この条例は、区民の生活の安全に関する意識の高揚及び犯罪、事故等を防止するための自主的な活動の推進を図り、もって安全な区民生活の保持に寄与することを目的とする。

(区の責務)

第二条 目黒区(以下「区」という。)は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について必要な施策を実施するよう努めるものとする。

- 一 区民の生活安全意識の高揚を図るための啓発
- 二 区民の自主的な生活安全活動に対する援助
- 三 生活安全に寄与する環境の整備

四 前三号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

2 区長は、区が前項の施策を実施するに当たっては、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第二条に定める警察の責務に十分留意し、区の区域を管轄する警察署と緊密な連携を図るとともに、必要に応じて防犯関係団体その他の関係者から意見を求めるものとする。

(区民の責務)

第三条 区民は、自ら生活安全の確保及び地域の生活安全活動の推進に努めるとともに、生活安全に関する区の施策に協力するよう努めるものとする。

(生活安全対策協議会)

第四条 区に目黒区生活安全対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、区民の生活安全に関する問題の現状把握に努め、生活安全に関する事項について協議する。

3 協議会は、前項の事項に関し必要と認める事項について、区長に意見を述べることができる。

(委任)

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

付 則

この条例は、平成十一年四月一日から施行する。